

令和 7 年 6 月 2 日

(名称) 直方市公共交通協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

直方市内の公共交通は、南北にJR筑豊本線が通り、市の中心拠点であるJR直方駅は、交通の拠点となっている。北東方面へは筑豊電気鉄道が、南東方面へは平成筑豊鉄道が走っているほか、JR直方駅拠点に発着する民間路線バスが各方面へと運行しており、市中心部から放射状に公共交通網が形成されている。

しかしながら、民間路線バスの廃線による公共交通空白地域の拡大や高齢化の進展などにより、生活に必要な病院、買物に行くことすら困難である住民が増加傾向にあることから、本市においては、民間路線バスの廃止に伴い、平成15年度に市内の公共交通体系の検討を行い、コミュニティバスを導入後、現在の交通体系を構築している。

直方市の地域公共交通体系を構成している鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の位置づけを令和6年3月に策定した「直方市都市・地域総合交通戦略」及び「直方市地域公共交通計画」のとおり整理することにより、それぞれの役割分担を明確にし、公共交通に関わる関係者が連携、協働して施策を推進することとした。

この公共交通の位置づけ、役割を踏まえ、それぞれの路線は、都市間や地域間の輸送を担う重要な路線である一方、コミュニティバスにおいても自治体の限られた財政負担の中、自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、移動の確保という観点から地域公共交通確保維持事業により運行を確保、維持する必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

- ・コミュニティバスの利用者数を1便あたり2.3人以上にする
- ・コミュニティバスの収支率を22%以上にする
- ・コミュニティバスの運行への公的資金投入額を3,650万円/年以下にする

(「直方市都市・地域総合交通戦略」及び「直方市地域公共交通計画」 P80 参照)

直方市がめざす交通将来像を実現するため、フィーダー系統であるコミュニティバスにおいて「直方市都市・地域総合交通戦略」及び「直方市地域公共交通計画」における戦略目標2にて設定した目標とする。

## (2) 事業の効果

路線を維持することにより、交通空白地域の解消、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、コミュニティバス全路線、JR直方駅へ乗り入れしていることから、市外を結ぶ鉄道やバスとの連携によるネットワーク構築など、人の流動を促進し地域活性化に繋げている。

|  |
|--|
| <p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス路線の再編・見直し (直方市、交通事業者)</li> <li>・新たなモビリティサービスの導入検討 (直方市、交通事業者、市民・企業等)</li> <li>・新たな運賃制度等の導入検討 (直方市・交通事業者)</li> <li>・バスへの愛着(マイバス意識)の醸成 (直方市、交通事業者、市民・企業等)</li> <li>・情報のオープン化 (直方市・交通事業者)</li> </ul> <p>(「直方市都市・地域総合交通戦略」及び「直方市地域公共交通計画」 P86 参照)<br/> 「直方市都市・地域総合交通戦略」及び「直方市地域公共交通計画」内、戦略目標 2 における取組み事業を抜粋。</p> |
| <p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>  |
| <p>表 1 を添付。</p>  |
| <p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>   |
| <p>直方市から運行事業者への費用負担については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を上限として負担することとしている。</p>  |
| <p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>   |
| <p>目標それぞれに対し、数値指標によるモニタリング・評価を実施</p>   |
| <p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要<br/> <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>  |
| <p>※該当なし</p>   |
| <p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧<br/> <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>   |
| <p>※該当なし</p>   |
| <p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br/> <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>  |
| <p>※該当なし</p>   |

|   |
|---|
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>   |
| 表5を添付。  |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| ※該当なし   |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| (1) 事業の目標   |
| ※該当なし   |
| (2) 事業の効果   |
| ※該当なし   |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                   |
| ※該当なし   |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> |
| ※該当なし   |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| ※該当なし   |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| (1) 事業の目標   |
| ※該当なし   |

|   |
|---|
| (2) 事業の効果   |
| ※該当なし   |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし   |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論   |
| 令和7年6月2日開催の直方市公共交通協議会において、本計画に関する協議を行い、合意を得る。                       |
| 19. 利用者等の意見の反映状況  |
| 協議会には、各団体から利用者及び住民の代表が参加しており協議会の意見を反映して計画を作成。                       |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡県直方市殿町7番1号

(所 属) 直方市 産業建設部 都市計画課

(氏 名) 柴田 雄平

(電 話) 0949-25-2157

(e-mail) n-koutsu@city.nogata.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

| 市区町村名 | 運送予定者名    | 運行系統名等<br>(申請番号) | 運行系統 |        |          | 系統<br>キロ程            | 計画<br>運行<br>日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利便<br>増進<br>特例<br>措置 | 運送<br>継続<br>特例<br>措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7・別表9・別表10) |                             |                                  |                           |
|-------|-----------|------------------|------|--------|----------|----------------------|----------------|----------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|---------------------------|
|       |           |                  | 起点   | 経由地    | 終点       |                      |                |                |                      |                      | 運行態様の別                            | 基準ハで<br>該当する<br>要件<br>(別表7・ | 補助対象地域間幹<br>線系統等と接続の<br>確保       | 基準ホで該<br>当する要件<br>(別表7のみ) |
| 直方市   | MGタクシー(株) | (1) 上頓野線         | 直方駅  | 会下団地   | 竜王峡      | 往 12.4km<br>復 12.4km | 302日           | 1812回          |                      |                      | 路線定期                              | ①                           | 西鉄バス筑豊の直方<br>～鞍手～遠賀線と直<br>方駅にて接続 | ③                         |
|       | MGタクシー(株) | (2) 武谷線          | 直方駅  | ハローデイ前 | ゴルフ場     | 往 11km<br>復 11km     | 302日           | 1510回          |                      |                      | 路線定期                              | ①                           | 西鉄バス筑豊の直方<br>～鞍手～遠賀線と直<br>方駅にて接続 | ③                         |
|       | MGタクシー(株) | (3) 武谷線          | 直方駅  | 溝堀     | ゴルフ場     | 往 8.6km<br>復 8.6km   | 302日           | 604回           |                      |                      | 路線定期                              | ①                           | 西鉄バス筑豊の直方<br>～鞍手～遠賀線と直<br>方駅にて接続 | ③                         |
|       | 筑豊タクシー(株) | (4) 鴨生田団地線       | 直方駅  | 鴨生田団地  | サンゾのおがら田 | 往 8.7km<br>復 8.7km   | 302日           | 1963回          |                      |                      | 路線定期                              | ①                           | 西鉄バス筑豊の直方<br>～鞍手～遠賀線と直<br>方駅にて接続 | ③                         |
|       | 筑豊タクシー(株) | (5) 鴨生田団地線       | 直方駅  | 鴨生田団地  | 農協前      | 往 7.1km<br>復 7.1km   | 302日           | 151回           |                      |                      | 路線定期                              | ①                           | 西鉄バス筑豊の直方<br>～鞍手～遠賀線と直<br>方駅にて接続 | ③                         |
|       | 直方タクシー(有) | (6) 植木線          | 直方駅  | 下新入    | 下町公民館    | 往 6.8km<br>復 6.8km   | 302日           | 1057回          |                      |                      | 路線定期                              | ①                           | 西鉄バス筑豊の直方<br>～鞍手～遠賀線と直<br>方駅にて接続 | ③                         |
|       | 直方タクシー(有) | (7) 植木線          | 直方駅  | 下新入    | 光田公民館    | 往 9.6km<br>復 9.6km   | 302日           | 1208回          |                      |                      | 路線定期                              | ①                           | 西鉄バス筑豊の直方<br>～鞍手～遠賀線と直<br>方駅にて接続 | ③                         |
|       | MGタクシー(株) | (8) 感田線          | 直方駅  | 東和苑北   | 行常集会所    | 往 11km<br>復 11km     | 302日           | 1669.5回        |                      |                      | 路線定期                              | ①                           | 西鉄バス筑豊の直方<br>～鞍手～遠賀線と直<br>方駅にて接続 | ③                         |
|       | 直方タクシー(有) | (9) 赤地新入線        | 緑光苑  | 直方駅    | サンゾのおがら田 | 往 11.6km<br>復 11.6km | 302日           | 1812回          |                      |                      | 路線定期                              | ①                           | 西鉄バス筑豊の直方<br>～鞍手～遠賀線と直<br>方駅にて接続 | ③                         |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

|       |     |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 直方市 |
|-------|-----|

(単位:人)

|          | 人口     |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 33,754 |
| 交通不便地域等  | 0      |

交通不便地域等の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|----|------|-----|
|    |      |     |
|    |      |     |
|    |      |     |
|    |      |     |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名      | 策定年月日                    | 特例適用開始年度               |
|----------|--------------------------|------------------------|
| 地域公共交通計画 | 令和6年3月<br>(網形成計画平成30年9月) | 令和6年度<br>(網形成計画平成30年度) |
|          |                          |                        |

(1)記載要領

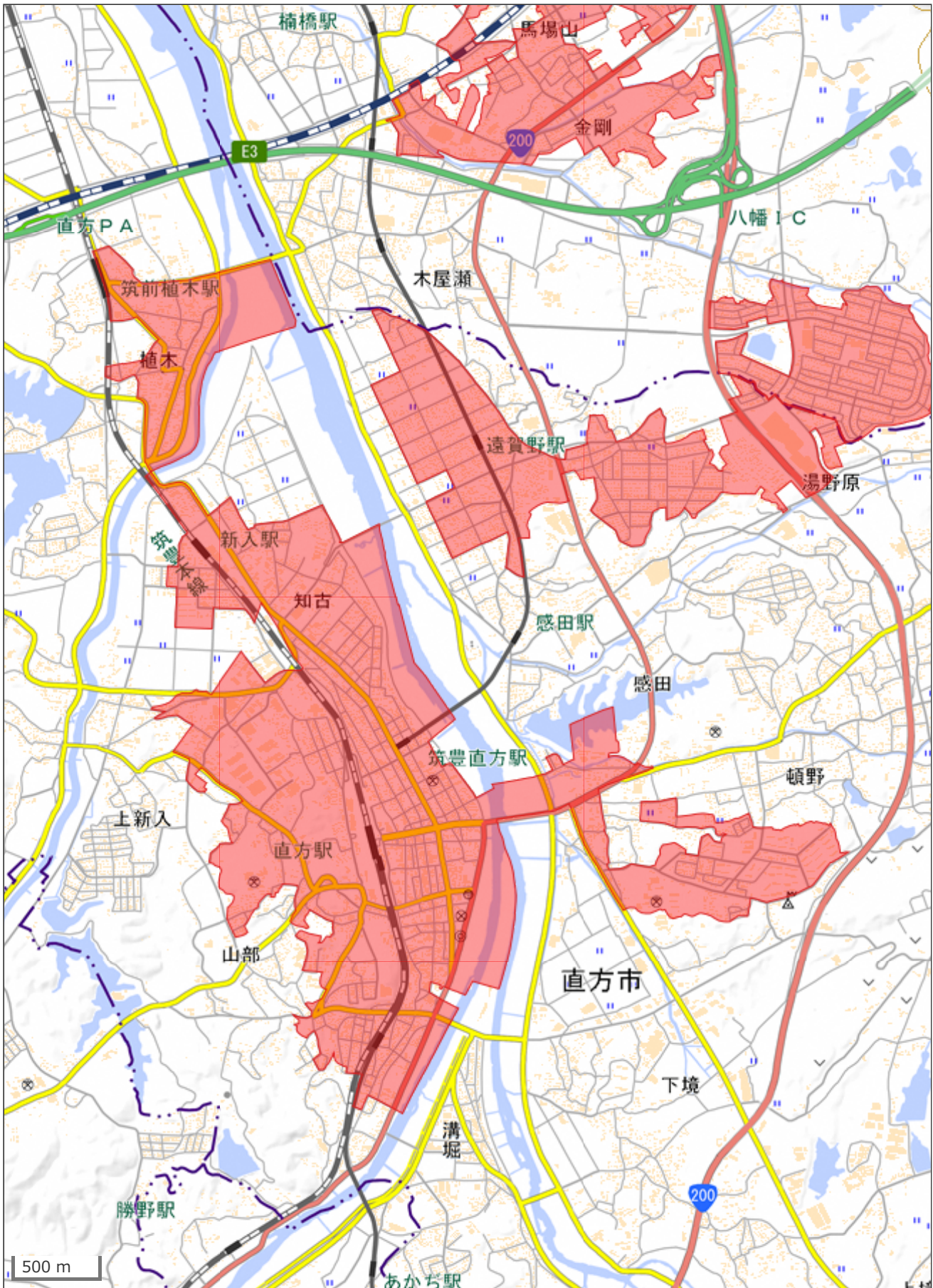
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

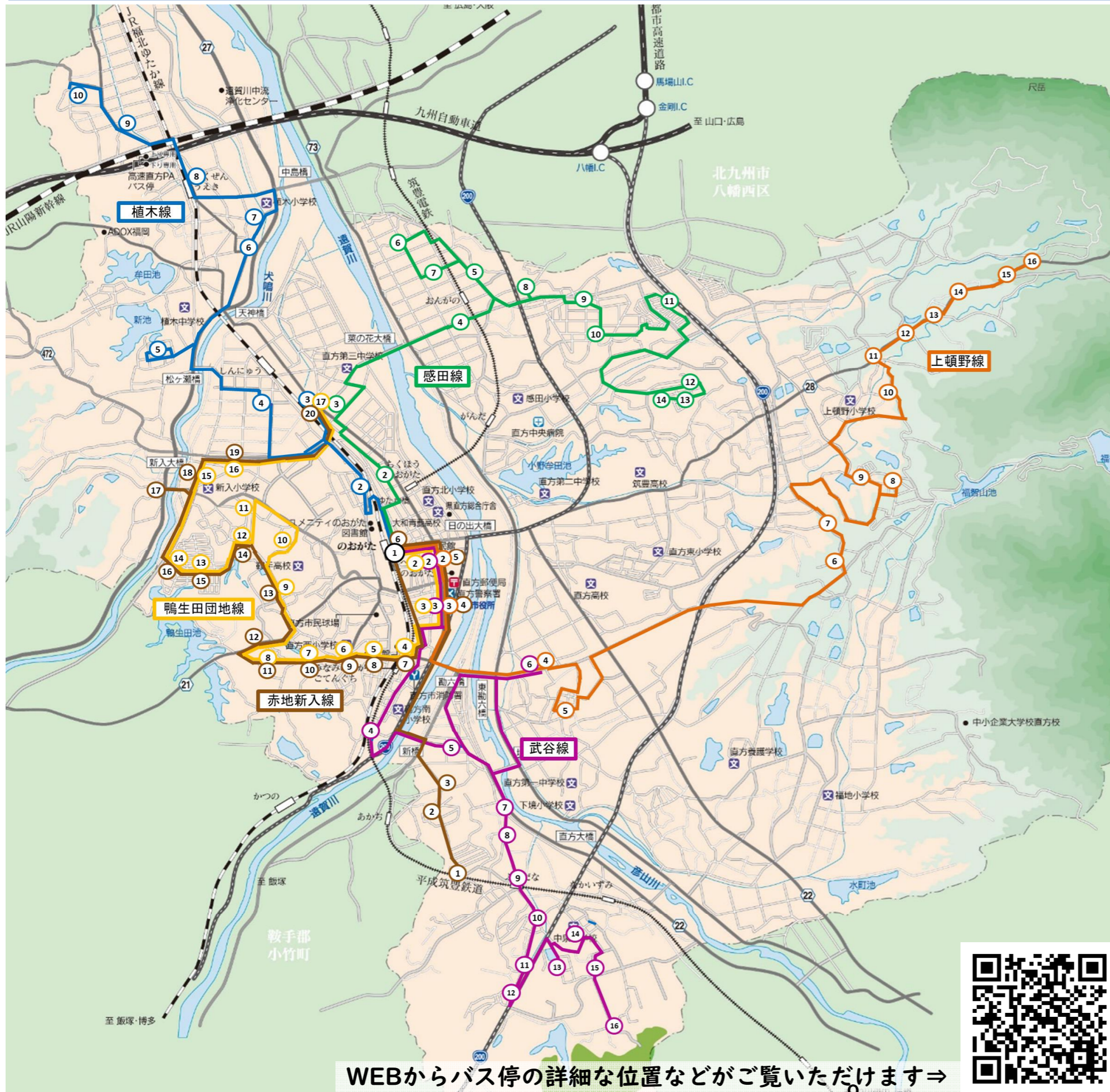
1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

# 地理院地図

GSI Maps



# コミュニティバス路線図・時刻表(令和7年3月発行)




## コミュニティバスの運行について

1. 全路線日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)は運休です。
2. 全路線全区間同一の料金です。
  - ・大人200円
  - ・子ども100円(小学生以下)
3. 障がい者割引を実施しています。
  - ・障がい者手帳をお持ちの大人100円
  - ・障がい者手帳をお持ちの子ども 0円
 ※割引は手帳を確認させていただいての適用となります。
4. 状況により、ジャンボタクシー車両ではなく、タクシー車両で運行する場合がございますので、ご注意ください。

## 乗り方

1. 料金は前払いです。乗車時にお支払いください。  
※障がい者割引の適用をご希望の方は、お支払いの際に手帳をお見せください。
2. 乗車の際、行先のバス停を運転手にお伝えください。

## 回数乗車券

1. 直方市コミュニティバスの車内で購入できます。  
10%分お得に乗車できます。
2. スマートフォンから購入できるデジタル回数乗車券は20%分お得に購入できます。 詳細はこちら⇒ 

## 運行に関するトラブルについて

MGタクシー(0949-34-7700)

上頓野線  
武谷線  
感田線

ひまわりグループ(0949-22-1700)

赤地新入線  
鴨生田団地線  
植木線

時刻表は裏面にあります。

(問い合わせ先)

直方市 都市計画課 公共交通係  
電話 0949-25-2157

WEBからバス停の詳細な位置などがご覧いただけます⇒ 

上頓野線

MGタクシー (0949・34・7700)

Table with 7 columns (Station, 1便, 3便, 5便, 7便, 9便, 11便) and 16 rows of station names and times.

Table with 7 columns (Station, 2便, 4便, 6便, 8便, 10便, 12便) and 16 rows of station names and times.

感田線

MGタクシー (0949・34・7700)

Table with 7 columns (Station, 1便, 3便, 5便, 7便, 9便, 11便) and 14 rows of station names and times.

Table with 6 columns (Station, 2便, 4便, 6便, 8便, 10便) and 14 rows of station names and times.

(問い合わせ先) 直方市 都市計画課 公共交通係 電話 0949-25-2157

武谷線

MGタクシー (0949・34・7700)

Table with 7 columns (Station, 1便, 3便, 5便, 7便, 9便, 11便, 13便) and 16 rows of station names and times.

Table with 7 columns (Station, 2便, 4便, 6便, 8便, 10便, 12便, 14便) and 16 rows of station names and times.

鴨生田団地線

ひまわりグループ (0949・22・1700)

Table with 7 columns (Station, 1便, 3便, 5便, 7便, 9便, 11便, 13便) and 17 rows of station names and times.

Table with 7 columns (Station, 2便, 4便, 6便, 8便, 10便, 12便, 14便) and 17 rows of station names and times.

植木線

ひまわりグループ (0949・22・1700)

Table with 8 columns (Station, 1便, 3便, 5便, 7便, 9便, 11便, 13便, 15便) and 10 rows of station names and times.

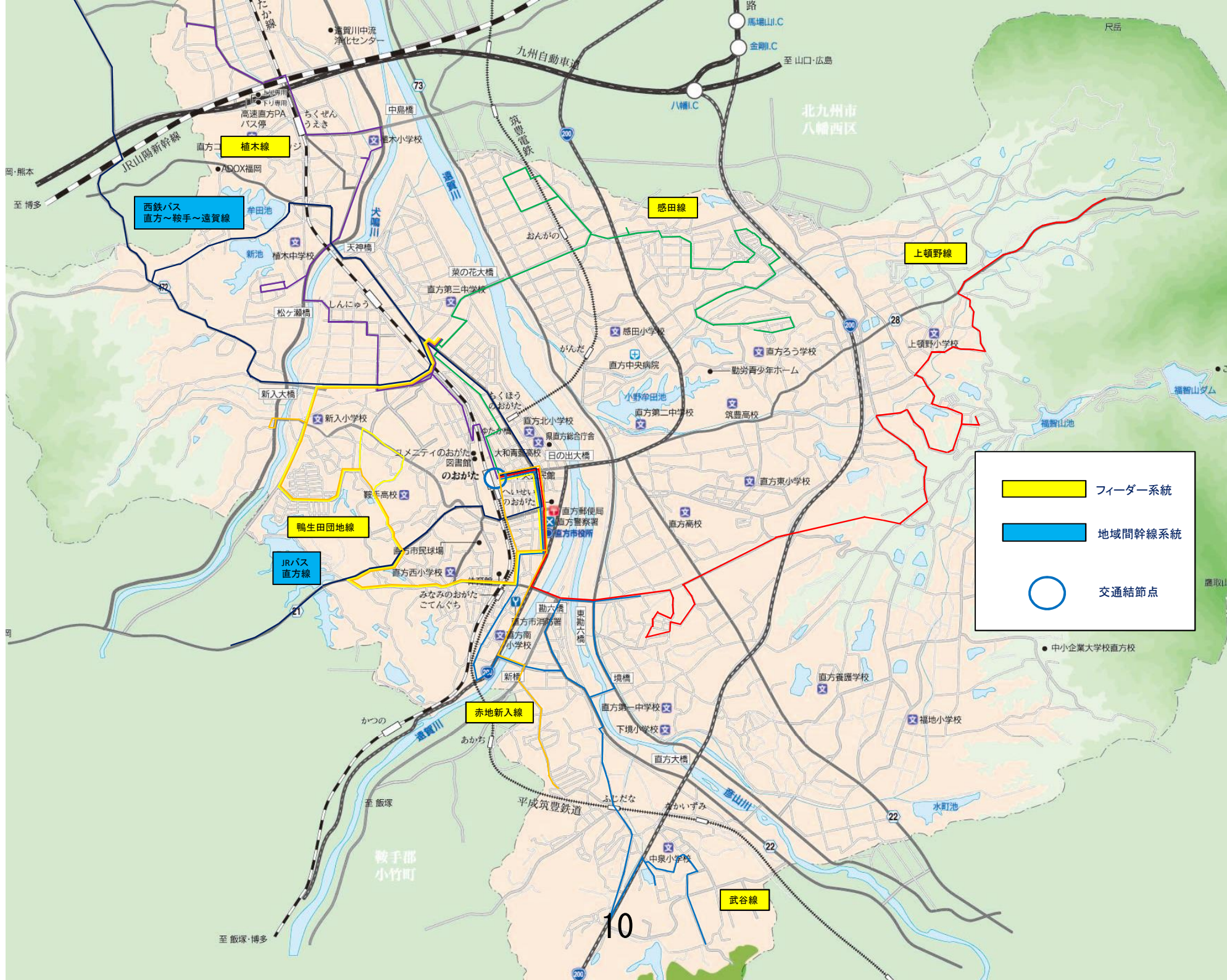
Table with 8 columns (Station, 2便, 4便, 6便, 8便, 10便, 12便, 14便) and 10 rows of station names and times.

赤地新入線

ひまわりグループ (0949・22・1700)

Table with 7 columns (Station, 1便, 3便, 5便, 7便, 9便, 11便) and 20 rows of station names and times.

Table with 7 columns (Station, 2便, 4便, 6便, 8便, 10便, 12便) and 20 rows of station names and times.



西鉄バス  
直方～鞍手～遠賀線

鴨生田団地線




JRバス  
直方線

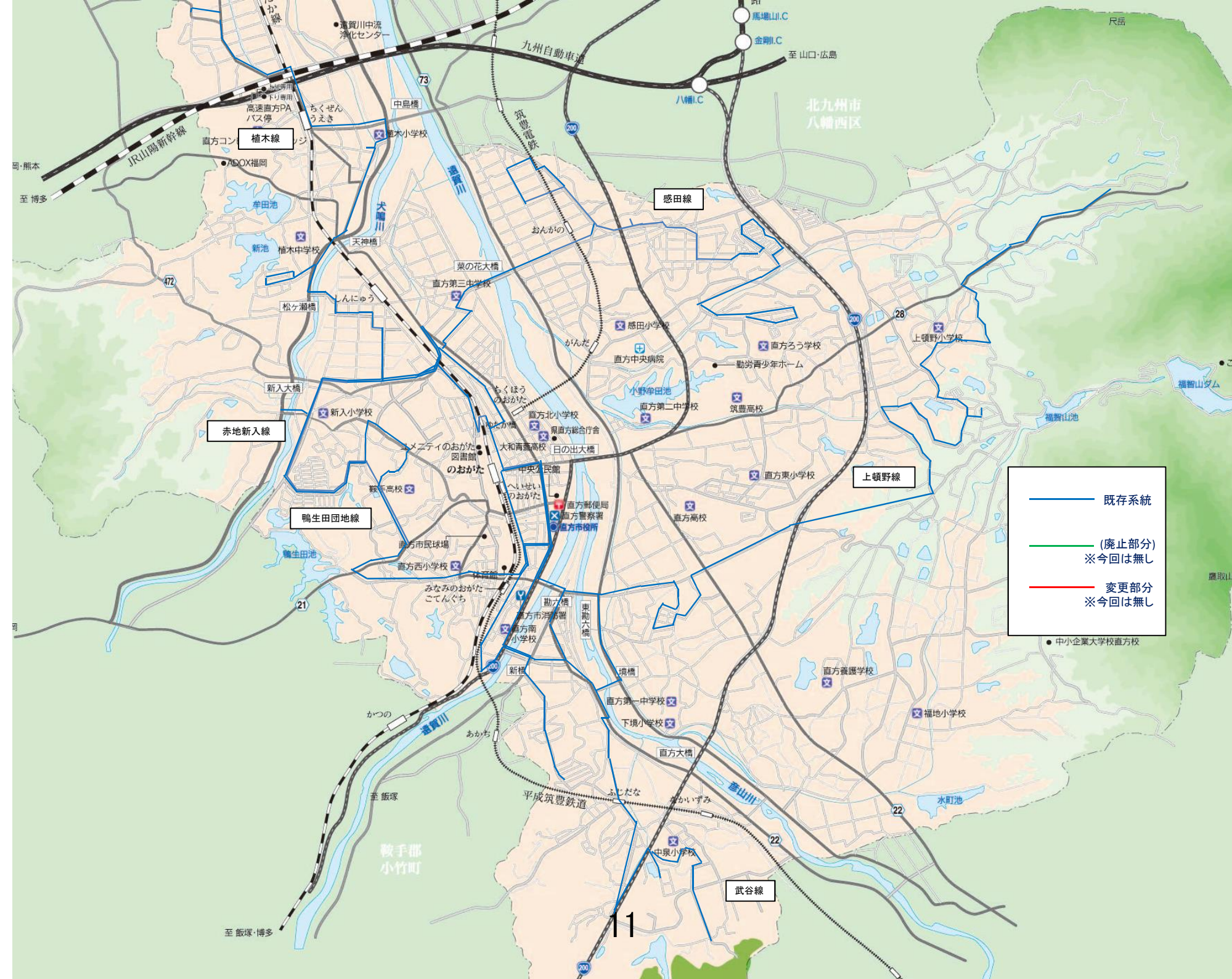
赤地新入線

感田線

上頓野線

武谷線

|   |         |
|---|---------|
|  | フィーダー系統 |
|  | 地域間幹線系統 |
|  | 交通結節点   |



赤地新入線

感田線

上頓野線

鴨生田地線

武谷線

— 既存系統  
— (廃止部分)  
 ※今回は無し  
— 変更部分  
 ※今回は無し